

東松島市復興推進計画

平成30年10月12日

宮城県東松島市

1. 計画の区域

東松島市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方の沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市においても、市街地の65%が浸水し、家屋被害は11,000棟を超えるなど壊滅的な被害を受けた。経済基盤となる農林水産業や商工業、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受け、市民生活や経済活動において深刻な問題となっている。

このような中で、本市経済の迅速な復興と、地域特性や地域資源を最大限に活用した産業の活力再生及び高度化を目指し、本市の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標にする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

雇用機会の創出及び安定した雇用の確保を図ると共に、地域経済の活性化を促進するため、本市の中核的産業である農業について、立地企業の設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社東松島ファーム（以下「対象事業者」という。）に対し、本市浜市において植物工場を整備するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における農業は、市内の農業、林業における生産額において、第1位の地位を占める中核的な産業である。また、対象事業者は本事業によ

り、市内の農業における生産額の約17%を占める見込みとなり、24人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本市の農業の中核である対象事業者の設備投資の支援を行うことは、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

農林中央金庫

石巻信用金庫

石巻商工信用組合

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の農業の主要企業となる対象事業者が新たに植物工場を稼働させることは、本市における農業の売上高の増加とともに、地元企業との取引拡大などの経済効果が期待されるほか、地域の雇用創出も見込まれる。また、被災した旧小学校を活用することで、民間活力を活かした被災施設の有効利活用につながり、地域復興への大きな効果をもたらす事業である。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、対象事業者、株式会社七十七銀行、農林中央金庫、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、宮城県、本市を構成員とする東松島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。